

## 獣医師法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集について

令和 4 年 8 月 1 日  
農林水産省消費・安全局

この度、「獣医師法施行規則の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

### 記

#### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

獣医師の分布や、就業状況等を把握するため、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 22 条に基づき、獣医師は、2 年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名等を当該年の翌年 1 月 31 日までに住所地を所管する都道府県を經由して農林水産大臣に届け出なければならないこととされています。当該届出に際しては、獣医師法施行規則（昭和 24 年農林省令第 93 号。以下「省令」という。）第 13 条第 2 項に基づき、省令第 6 号様式によることとされています。

「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）において、令和 4 年度の届出から獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和 3 年度中に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等とされました。

この趣旨を踏まえ、都道府県における獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に届出された情報を活用するため、メールアドレス、臨床経験の有無・年数等の項目を届出事項に追加する省令の改正を行うことといたします。

つきましては、省令改正案について、意見・情報を募集いたします。

#### 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

#### 3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：

意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和4年8月1日～令和4年8月30日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

獣医師法施行規則の一部改正案（条文）

獣医師法施行規則の一部改正案（省令第6号様式）